

諮問番号：令和5年度諮問第23号
答申番号：令和5年度答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和4年5月25日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

令和4年6月1日に、年金が改定されるので生活保護費の金額も変わるとの本件処分の通知書が送られてきた。同年6月1日の時点では、日本年金機構から年金額が変わるとの通知は来ておらず、勝手に生活保護費の金額を変えるのはおかしい。生活保護費の計算が合っているのかあやしいし、金額が低すぎる。

また、本件処分の通知書が圧着ハガキで送付されたが、保護決定通知書を圧着ハガキで送付しないといけないとの法律はないため違法であるし、字が小さくて読めないからやめるべきである。

よって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件についてみると、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金及び障害年金生活者支援給付金（以下「支援給付金」という。）の額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和4年6月分の保護費を決定する本件処分を

行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、日本年金機構から年金の金額が変わるという通知はきていないから、勝手に生活保護費の金額を変えるのはおかしいこと、生活保護費の金額が合っているのかあやしい等と主張する。

法第4条、第5条及び法第8条のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、生活保護法による保護基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならぬものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委されているものとされている（最高裁判所昭和42年5月24日大法廷判決・最高裁判所民事判例集第21巻5号1043頁。以下「最高裁判決」という。）。

次に、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の2、第8の3（2）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。また、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法（昭和34年法律第141号）第18条第3項、第27条、第27条の2、第33条第1項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号。以下「支援給付金法」という。）第3条、第4条、第19条において準用する第6条第1項及び第3項、第16条、国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成17年3月30日政令第92号。以下「平成17年政令」という。）第1条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成30年12月28日政令第364号。以下「平成30年施行令」という。）第4条の2のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされ、支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

以下検討すると、処分庁は、年金の額については毎年度改定されるもので

あることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎年金の額が令和4年6月の支給分から月額64,816円に改定されること、また、支援給付金が同月の支給分から月額5,020円に改定されることを予め把握していたことから、次官通知第8の2のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和4年6月分の保護費について、保護基準に基づき審査請求人の基準生活費76,420円、障害者加算額17,870円及び住宅扶助費42,000円の合計136,290円を算定したうえで、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額64,816円及び支援給付金の改定後の額5,020円をほぼ確実に推定できる収入として認定し、差し引いた額66,454円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

- (3) なお、本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示及び本件審査請求に係る処分庁の対応について疑義があるため、以下付言する。

処分庁の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には、処分の理由に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省発社第123号）第8-3-(2)-ア-（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されているのみで、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

年金額の改定は毎年行われるもので、既に理解している被保護者もいると思われ、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

- (4) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年11月 2日 諮問書の受領

令和5年11月7日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：令和5年11月21日 口頭意見陳述申立期限：令和5年11月21日
令和5年11月27日	第1回審議
令和5年12月20日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項では「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。
そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。
- (5) 法第25条第2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。(後略)」と定めている。

- (6) 保護基準別表第1第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、処分庁所管区域内（以下「区域内」という。）の本件処分の時点における審査請求人（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は76,420円である。別表第2章2は、障害者加算について定めており、区域内の本件処分時における審査請求人の障害者加算額は17,870円である。
- (7) 次官通知第8の2は、収入額の認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前3箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。
- (8) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」と記している。
- (9) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と記している。
- (10) 国民年金法第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

また、同法第27条は、「老齢基礎年金の額は、780,900円に改定率（中略）を乗じて得た額（中略）とする。（後略）」と定め、同法第27条の2第1項は、「平成16年度における改定率は、1とする。」とし、同条第2項は「改定率については、毎年度、第1号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第2号及び第3号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の4月以降の年金たる給付について適用する。」とし、同条第3項は、「前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。

そして、同法第33条第1項は、「障害基礎年金の額は、780,900円に改定率を乗じて得た額（中略）とする。」と定めている。

なお、令和4年度の老齢基礎年金及び障害基礎年金の額は、777,800円である。

- (11) 支援給付金法第3条は、「老齢年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、次に掲げる額（中略）を合算した額とす

る。」、と定め、同法第4条第1項は、「給付基準額（中略）は、5,000円とする。」、同条第2項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（中略）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の4月以降の給付基準額を改定する。」、同条第3項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。同法第16条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（中略）とする。」と定めている。

また、同法第19条において準用する第6条第1項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」とし、同条第3項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

(12) 平成17年政令第1条は、「令和4年度における国民年金法第27条に規定する改定率は、0.996とする。」と定めている。

(13) 平成30年施行令第4条の2（本件処分の当時）は、「令和4年4月以降の月分の給付基準額（法〔支援給付金法〕第3条第1号に規定する給付基準額をいう。）については、法〔支援給付金法〕第4条第1項中「5,000円」とあるのは、「5,020円」と読み替えて、法〔支援給付金法〕を適用する。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

(1) 平成24年10月1日付けで、処分庁は、審査請求人について法による保護を開始した。

(2) 令和4年5月18日、処分庁は、審査請求人が受給している障害基礎年金及び支援給付金が、令和4年4月より金額改定されたため、令和4年6月分の保護費において、収入認定額の変更を行うことにした。

同年5月19日に作成された審査請求人に係る同年6月分の保護決定調書には、障害基礎年金（2級）の月額として64,816円及び支援給付金（2級）の月額として5,020円と記載されている。

(3) 令和4年5月25日付けで、処分庁は、本件処分を行った。

本件処分の通知書には、審査請求人の生活扶助費（基準額）は76,420円、障害者加算額は17,870円、住宅扶助費は42,000円、

合計額は136,290円、収入充当額は69,836円、扶助費の合計額は66,454円と記載されている。

また、本件処分の通知書「4 保護決定理由」の欄に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年厚生省発第123号）〔次官通知〕第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されている。

(4) 令和4年6月2日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 前記2(2)、(3)のとおり、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金及び支援給付金の額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和4年6月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、令和4年6月1日の時点では日本年金機構から年金額が変わるとの通知は来ておらず、勝手に収入認定額を変更して審査請求人の保護費の金額を変えるのはおかしいこと、本件処分の金額が合っているのかあやしい等と主張する。

前記1(3)、(4)のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的な裁量に委ねられているものとされている。

次に、前記1(7)から(9)のとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。また、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、前記1(10)から(13)のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の4月以降の年金の給付に適用することとされ、支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の4月以降の給付基準額を改定することとされている。

以下検討すると、処分庁は、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、①審査請求人の受給する障害基礎年金の額がそれまでの月額65,070円から、令和4年6月の支給分から月額64,816円に改定されること、また、②支援給付金についてはそれまでの月額

5,030円から5,020円に改定されること、を予め把握していたことから、前記1(7)のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和4年6月分の保護費について、保護基準に基づき、審査請求人の基準生活費76,420円、障害者加算額17,870円及び住宅扶助費42,000円の合計136,290円を算定した上で、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額64,816円及び支援給付金5,020円をほぼ確実に推定できる収入として認定し、差し引いた額66,454円を支給するものであり、当該金額に違算はなく、判断及び手続にも誤りは認められない。

(3) また、審査請求人は、圧着ハガキで送られてきた本件処分の通知書は、違法である旨をも主張する。

しかしながら、前記1(5)のとおり、法第25条第2項は、保護の実施機関が保護費の変更を決定した場合、書面をもって被保護者に通知しなければならない旨を定めているにすぎず、その通知の用紙の種類については法による特段の定めがなく、保護の実施機関の裁量によるところであるから、処分庁が本件処分の通知を圧着ハガキによって審査請求人に送付したことに不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

(4) よって、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について疑義があるため、審理員と同様に当審査会としても、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟(不服申立て及び訴訟)提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には、処分の理由に「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年厚生省発社第123号)〔次官通知〕第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されているのみで、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

年金額等の改定は毎年行われるもので、既に理解している被保護者もいると思われ、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の通知書において、根拠となる法令が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子